

新成長戦略における国有財産の有効活用について

○新成長戦略に盛り込まれた施策の実施に当たって、地域や社会のニーズに対応して国有財産の有効活用を図っていくことにより民間主導の経済成長を後押し。

○併せて、国有財産行政について「透明性・情報提供」、「地域連携」、「財政貢献」を旨とした見直しを行い、新たな展開を図る。

〔財務省の内部のみでなく、①一般からの意見募集②民間有識者・実務者からのヒアリング実施など、プロセスもオープンにしながら検討〕

◇ 新成長戦略における国有財産の活用等

新成長戦略	国有財産の活用
(1)人々の安心につながる分野 ～健康大国戦略、 雇用・人材戦略～	○保育所、介護施設、障害者福祉施設等の整備、家庭的保育(保育ママ)事業、小規模多機能型居宅介護等の事業について、地方公共団体等の事業者が施設整備等を行う場合に、下記を実施 ①定期借地権を利用した未利用国有地の貸付 ②庁舎・宿舍の空きスペースの貸付等 ③庁舎・宿舍の建替時におけるPFIの活用による施設併設
(2)地方都市・大都市の再生 ～観光・地域活性化戦略～	○庁舎・宿舍の集約化・跡地創出とその活用による地域活性化・都市再生への貢献 ○上記取組みの実施に当たってはエリア・マネジメントの考え方を導入し、地域と一体となって開発に貢献
(3)社会資本ストックの戦略的維持管理・緑の都市化 ～観光・地域活性化戦略～	○国有財産の維持管理におけるファシリティ・マネジメントの手法の導入によるコスト圧縮 ○庁舎等施設のグリーン化の一層の推進及び省コスト化に向けた取組みの強化

◇ 国有財産行政の新展開

(1)未利用国有地の管理処分方式の多様化

○原則売却優先との管理処分方針を見直し、売却に加え、定期借地権を利用した新規貸付等個々の土地の特性に応じた最適な活用手段を選択できるよう、管理処分方式を多様化

(2)国有財産に関する情報提供の充実

○財務省ホームページや「国有財産情報公開システム」を改善し、情報内容の充実、利便性の向上を図る
○国有財産台帳の土地価格を、より時価を反映したものとすよう毎年度改定(現行は5年に一度。次回は平成22年度末)

(3)地域との連携強化

○各財務局等でのワンストップ・サービス化(国有財産に関する相談・連絡等窓口の設置)を促進し、地方自治体との間で実施している連絡会議を定例化
○未利用国有地等の情報について早期・積極的な提供を実施

(4)行政財産の効率的活用のための監査の充実等

○特別会計所属財産を含めた各省庁の行政財産等に対する監査の充実・強化
○監査結果の公表、是正事項の徹底による無駄の排除、未利用国有地などの創出に貢献
○各省庁所管の特別会計所属の未利用国有地を財務省が一元的に管理・処分する仕組みを検討
○独立行政法人について、総務省による不要資産見直しに協力し、国庫納付された土地を有効活用

◇ 今後の取組み

○速やかな実施と適切なフォローアップ
○「PRE(Public Real Estate)戦略」(不動産最適化戦略)の考え方等を踏まえた検討や国有財産の法制度等の検討
○独立行政法人や国立大学法人、地方公共団体など、土地等の資産を持つ他の公的部門との情報交換や連携について検討